



平成28年4月8日

各 位

会 社 名 知多鋼業株式会社
代 表 者 代表取締役社長 吉田 修
(コード番号 5993 名証2部)
問 合 せ 先 取締役総務部長 佐藤 宰
(電話番号 0568-27-7750)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年5月26日開催予定の当社第60回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、平成28年4月8日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、平成28年5月26日開催予定の当社第60回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第25条(取締役の責任免除)を新設するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年5月26日（木）

定款変更の効力発生日 平成28年5月26日（木）

以 上

定款変更の内容

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>監査役</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(3) <u>監査役会</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(4) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(削除)</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 会計監査人</p>
<p>第 5 条～第 17 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 条～第 17 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p>
<p>第 18 条 当社の取締役は 15 名以内とする。</p>	<p>第 18 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は 15 名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第 19 条 取締役は株主総会において選任する。</p>	<p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>
<p>2～3 (条文省略)</p>	<p>2～3 (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第 20 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総</p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>2. <u>取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前に通知を発する。</u> ただし、緊急必要あるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. <u>前項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規則による。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。</u> ただし、緊急必要あるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議</u></p>
---	--

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (員数)</p> <p>第 25 条 <u>当社の監査役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 26 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 27 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最</u></p>	<p>によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	---

<p><u>終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 28 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 29 条 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の 3 日前に通知を発する。ただし、緊急必要あるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 30 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 26 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。</u></p> <p><u>ただし、緊急必要あるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することが</u></p>

<p>(新設)</p> <p>第 6 章 計 算 第 31 条～第 34 条 (条文省略)</p>	<p><u>できる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第 27 条 <u>監査等委員会の決議は、決議に加 わることができる監査等委員の 過半数が出席し、その過半数をも って行う。</u></p> <p>第 6 章 計 算 第 28 条～第 31 条 (条数繰り上げ)</p>
---	--